新設規制に関する事前評価書

規制の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設
担当部局	環境管理局大気環境課
評価実施時期	平成16年3月
	【目的・指標】
	揮発性有機化合物(以下「VOC」) は浮遊粒子状物質及びオキ
規制の概要	シダントの原因物質の一つであるため、工場・事業場からのVO
	Cの排出を規制することにより浮遊粒子状物質及びオキシダント
	に係る大気汚染の状況の改善を図ることを目的とする。
	【制度の概要】
	揮発性有機化合物排出施設の届出を義務付けるとともに、揮発
	性有機化合物排出施設からVOCを大気中に排出する者に対する
	排出基準に適合しないVOCの排出の制限等の措置を講ずる。
	VOCは、大気汚染物質であり、環境基本法に基づく大気環境
	基準が定められている浮遊粒子状物質及びオキシダントの原因物
規制の必要性	質の1つである。
	浮遊粒子状物質については、平成14年4月に閣議決定された
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域にお
	ける総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NOx・P
	M法」)の基本方針により、同法の対策地域(3大都市圏)におい
	て平成22年度までに環境基準をおおむね達成するという目標が
	定められている。
	オキシダントについては、近年、大気汚染に係る緊急時の措置
	である注意報が毎年二十数都府県で年間延べ200日ほど発令さ
	れるなど、悪化の傾向にある。
	これらの物質による大気汚染状況を改善するため、浮遊粒子状
	物質については工場・事業場からのばいじんの排出規制、自動車
	からの粒子状物質の規制を行ってきており、オキシダントについ
	ては、もう一つの原因物質である窒素酸化物について工場・事業
	場及び自動車からの排出規制を実施してきた。また、自動車につ
	いては、VOCの主な成分である炭化水素について規制を行って
	きた。
	しかしながら、これらの措置にもかかわらず、浮遊粒子状物質
	に係る環境基準の達成状況は十分でなく、浮遊粒子状物質の約1
	割はVOCが原因物質であると試算されている。オキシダントに
	ついても悪化の傾向にあるが、試算によると、従来のような窒素
	酸化物の排出削減では効果がなく、VOCの排出削減が効果的と
	されている。

このため、未規制の工場・事業場からのVOCの排出について、

|規制措置を講ずることが必要となっている。

本法律案によって、浮遊粒子状物質及びオキシダントに係る大 気汚染の状況を相当程度改善することができる。

期待される効果

なお、本法律案による規制と事業者の自主的取組の適切な組合せにより、平成22年度(目標年度)までに我が国全体の固定発生源から排出されるVOCの排出量を平成12年度に比して3割程度削減すれば、目標年度までに自動車NOx・PM法の対策地域における浮遊粒子状物質の環境基準の達成率が約93%に改善すると見込まれる。また、光化学オキシダント注意報発令レベルを超えない測定局数の割合が約9割まで上昇すると見込まれる。

予想される国民 の負担

揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設(規制対象施設)を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出る義務を負う。なお、揮発性有機化合物排出施設は、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものを指定することとし、この際、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出抑制の取組が促進されるよう十分配慮することとしている。

既設の揮発性有機化合物排出施設の設置者(設置の工事をしている者を含む。)であって揮発性有機化合物を大気中に排出するものは、施設の設置について都道府県知事に届け出る義務を負う。

揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更をしようとすると きは、都道府県知事に届け出る義務を負う。

都道府県知事は、揮発性有機化合物排出施設に係る届出があった場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更又は揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

揮発性有機化合物排出施設に係る届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更をしてはならない義務を負う。

揮発性有機化合物排出者は、その揮発性有機化合物排出施設 に係る排出基準を遵守しなければならない義務を負う。

都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性 有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準 に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に

	対し、当該揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。
	揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設 に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録してお く義務を負う。
学識経験を有する者の活用	VOCの排出抑制対策については、平成15年9月より学識者等で構成される「揮発性有機化合物(VOC)排出抑制検討会」において検討が行われ、同年12月にその検討結果がまとめられた。(検討結果については、(http://www.env.go.jp/air/osen/voc/kekka.pdf)参照) これを受けて、同月以降、中央環境審議会大気環境部会でVOCの排出抑制のあり方について審議が行われ、平成16年2月に中央環境審議会より「揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制のあり方について」意見具申がなされた。(審議会意見具申については、(http://www.env.go.jp/council/toshin/t07-h1508.pdf)参照)
評価に当たって 使用した資料 その他の情報	揮発性有機化合物(VOC)排出抑制検討会の検討過程において、関係事業者団体(10団体)からヒアリングを行った。
評価結果	本法律案により新設される規制により、揮発性有機化合物排出施設に対して排出基準の遵守が義務付けられ、これを確保するための措置を都道府県等が講じることから、浮遊粒子状物質及びオキシダントに係る大気汚染の状況の改善を図ることができると考えられる。 また、施策等の指針において、本法に基づく排出規制と事業者の自主的な取組とを適切に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出抑制を図ることとしているので、合理的な規制が行われることになると考えられる。